

## 「波佐見町職員倫理条例」に基づく取組概要等の公表について

令和6年度取組概要等についてお知らせします。

### ●コンプライアンス向上委員会開催(5月～ 2か月に一回)

- ・各班ミーティングで出た意見の協議
- ・他の自治体で発生した事例の紹介・協議等

### ●各課(班)でコンプライアンスミーティングを実施(5月から毎月1回実施)

- ・ガイドラインに沿った内容、セルフチェックシートの確認
- ・コンプライアンス向上委員会で協議決定したテーマ(接遇)でのミーティング

### ●「波佐見町職員のためのコンプライアンス行動指針」の掲示

- ・職員が日々意識するよう各課の執務室内に掲示

#### 『波佐見町職員のためのコンプライアンス行動指針』

- 1 全体の奉仕者として、公平・公正な職務を行います
- 2 疑惑・不信を招かない、誤解を招く違法な行為は行いません
- 3 町民に安心感・信頼感を持ってもらえる良識的な対応をします
- 4 法令を遵守し、誠実かつ公正に適正な職務を行います
- 5 情報公開を推進し、町民への説明責任を果たします
- 6 個人情報保護し、情報セキュリティを徹底します
- 7 報告・連絡・相談を欠かさない組織体制をつくります
- 8 主体的に職員の資質の向上を図り、不祥事を未然に防ぎます
- 9 相互の信頼関係を築き、風通しの良い職場を目指します

### ●官製談合防止に関する情報(絶対に漏らしてはいけない秘密情報)の共有

- ・非公開の予定価格(設計金額)や最低制限価格
- ・予定価格の概数や範囲(予定価格等が「高い」「低い」と教えることも不可)
- ・指名業者、入札参加希望者等の非公開の内部情報(指名及び見積業者数)
- ・プロポーザル方式発注における評価基準等の非公開情報

### ●職員の営利企業等の従事制限に関する例規整備(改正・制定)

- ・営利企業への従事等に関しては地方公務員法で制限されており、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定める基準に従い許可を受ける必要があることから、手続き等に関する「職員の営利企業等への従事制限の許可に関する事務取扱規程」を制定した。

### ●徴税吏員証等の身分証明書に関する管理の徹底

- ・県内他自治体において、徴税吏員証や市税犯則事件調査吏員証の紛失があり、悪用された事案があったことから、管理徹底(異動や期限切れ返却等)を周知した。

●研修等

- ・クレーム・カスタマーハラスメント対応研修（全職員対象）
- ・新規採用職員へ、コンプライアンスガイドライン等の個別説明

●不当要求行為

- ・該当する事案はありませんでした。

●公益通報

- ・該当する事案はありませんでした。